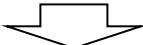


## チェックシート①：対象要件及び事前調査申請手続き

チェック

1	除却する空き家は法に定義される空家等ですか。 ※「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法にて「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（概ね1年以上、住居や店舗など建築物として現に意図をもって使用していないこと）及びその敷地をいう」と定義されています。そのため、空き家に現に居住していなくとも、電気や水道が通っている、所有者等が時々出入りして物置または仮壇（位牌）を祀るなどとして利用していると「空家等」には該当いたしません。	
2	除却する空き家は一戸建ての住宅、長屋住宅又は共同住宅ですか。 ※店舗等の用途を兼ねる場合にあっては、住宅に該当する部分の床面積が延床面積の2分の1以上であるものに限ります。	
3	除却する空き家は特定空家等又は不良住宅に該当する空家等ですか。 ※「特定空家等」とは、市が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき認定したものです。 ※「不良住宅」とは、住宅地区改良法にて「主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分で、その構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの」と定義されているものです。（ただし、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適である状態にあると認められるものに限る）。 鉄筋コンクリート造やコンクリートブロック造の場合、劣化が著しいだけでなく、主要な居室に電灯が無いなど、設備上の不良もなければ「不良住宅」には該当いたしません。「不良住宅」に該当するか、事前に建物状況等について聴き取りを行いますので、窓口へお越しいただくか、お電話にてお問い合わせください。	
4	申請者は空き家の所有者、相続人又は所有者又は相続人、所有権以外の権利を持つ者より同意を受けた者ですか。 ※所有者又は相続人が複数いる場合は、その全員から同意を得る必要があります。また、所有権以外の権利（抵当権等）が設定されている場合も、権利者からの同意が必要です。	
5	空き家のすべてを除却し更地にする工事であり、また申請時点で着手していない工事ですか。また、本市に本社がある法人、または本市に事務所を有し、本市に住民登録している個人が行う工事ですか。	
6	除却する空き家について、他の補助金や補償の対象になつていませんか。 ※本補助金の対象工事について国又は地方公共団体等から他の補助金の交付を受けていないこと。また、除却対象の空き家が公共事業による移転・建て替え等の補償対象となつてないこと。	
7	暴力団関係者ではありませんか。 ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。	
8	市税（住民税、固定資産税、軽自動車税）の滞納はありませんか。	

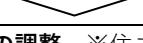
※上記すべてにチェックが入りましたら、下記へ進んでください。



チェック

9	事前調査の申請 ①事前調査申請書（第一号様式） ※住まい建築課窓口にて受付となります。 【添付資料】 ②空家等の位置図（付近見取図） ③空家等の配置図（明示すべきもの⇒隣地境界線からの距離、境界塀等、立ち木） ④現地の写真（複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関含む） ⑤土地及び建物の登記事項証明書（申請日前3ヶ月以内に発行されたもの） ※建物が未登記の場合は資産税課にて「資産証明書」を取得し添付 ⑥所有者又は相続人が複数いる場合は、その全員からの同意書 ⑦相続人又は相続人全員から同意を受けた者が申請するときは、相続に関する書類一式（相続関係図、相続関係を証するための全ての戸籍謄本の写し等） ⑧本人確認書類（運転免許証の写し等） ⑨その他市長が必要と認める書類（図面等）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
---	--	--

※書類に不足や不備がある場合、受理いたしません



10	現場調査（不良住宅の判定）日程の調整 ※住まい建築課担当職員と日程を調整してください。 立会日：令和 8 年 月 日 （午前・午後） 時 分 ※平日の午前9時から午後4時までの間で1~2時間程度の調査で立会お願いします。	
----	--	--



書類審査・現場調査

不良住宅非該当

事前調査結果通知

不良住宅に該当

補助対象外

「チェックシート②：交付申請以降の手続き」に続く